

東が丘保育園 重要事項説明書

本紙記載事項は東が丘保育園における特定教育・保育の提供開始にあたり、保護者の皆様に説明しておくべき重要事項となります。

保護者の皆様におかれましては本紙記載事項を十分にご理解いただいたうえで、ご同意を得たことを証するために最終的にご署名をお願いしております。

1, 主体運営

名称	社会福祉法人 白樺会
設立	昭和 43 年 10 月 28 日 認可
所在地	東京都目黒区東が丘1-1-1
ホームページ	http://higashigaokahoikuen.ed.jp/
理事長	清野 久利
事業内容	東が丘保育園(定員 76 名) 東が丘学童保育クラブ(受入れ人数 46 名)の設置運営 東根学童保育クラブ(受入れ人数 46 名)東根小ランランひろばの受託運営

2, 施設概要

施設の種類	認可保育園
施設の名称	東が丘保育園
認可年月日	昭和 44 年 2 月 1 日
施設の所在地	東京都目黒区東が丘1-1-1
電話/FAX 番号	電話 03-3411-0780 / FAX 03-3410-1729
園長	平田 章子
受入年齢	生後6か月～小学校就学前
利用定員	76名

3, 施設の目的及び運営の方針

東が丘保育園(以下「当園」という)は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。

(2) 当園は、その目的を達成するために保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して養護及び教育を一体的に提供します。

(3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4, 設備の概要



(1) 園舎の概要

敷地面積	750.0 m ²
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート造 3 階建て(1・2階部分)
園舎面積	232.96 m ² (延べ床面積)
園庭面積	208.08 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
1 階 保 育 室	1 室	75.47 m ²	
2 階 保 育 室	2 室	150.81 m ²	
事務室兼医務室	1 室	32.03 m ²	
調 理 室	1 室	37.53 m ²	
職 員 更 衣 室	1 室		事務室に含む

5, 園児定員

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	ひよこ組	りす組	うさぎ組	ぱんだ組	きりん組	らいおん組
定員	6 名	12 名	13 名	15 名	15 名	15 名

6, 職員配置

職種	員数	職務内容
園長	1 人	園の統括
主任	1 人	園長業務補佐・保育の統括・地域の子育て支援
副主任	1 人	主任業務の補佐・保育の統括・地域の子育て支援
保育士	12 人以上	保育業務
看護師	1 人	保育業務・健康管理業務
栄養士	2 人	栄養管理・献立作成・給食調理
調理員	2 人	給食調理

その他、保育補助、用務など必要に応じ非常勤職員等を配置しています。

7, 開所時間 平日 7時15分～19時15分 土曜日 7時15分～18時15分

但し、平日の18時15分～19時15分は延長保育時間となり、別途申請が必要となります。
保育時間は勤務時間＋通勤時間、及びご家庭の状況を考慮して園長が決定します。

休園日 日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)

(1) 標準時間保育認定の場合

7時15～18時15分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

なお、上記以外の時間帯において保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で延長保育を提供します。(延長利用料金が別途必要になります)

(2) 保育短時間認定の場合

9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分～19時15分までの範囲内で延長保育を提供します。(延長利用料金が別途必要になります)

※上記どちらの場合も実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。また入園当初は、一定期間子どもが保育集団に慣れていくために、保育する時間を短くする「慣れ保育」があります。ご理解ご協力のほどお願いします。

8, 延長保育について

通常の保育時間内に(18:15まで)お迎えに行けない場合、1時間延長が可能です。

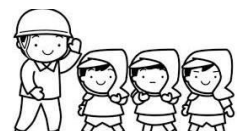
延長時間 18:15～19:15

料金 月極 5000円(10回以上利用の方) スポット利用 1回 500円

お支払方法について 月末締めで翌月10日までに現金で徴収しております。

9, 災害時について

地震、水害、火災などの災害が発生した場合は園より災害伝言ダイヤル・コードモンアプリでの一斉メールで発信します。メールを受け取りましたら速やかに待機場所(園・東根小学校・その他、災害に応じた避難先)まで、お迎えにいらしてください。お迎えに来られるまでは、当園が責任をもってお預かりしています。



10, 虐待防止のための措置

当園は、子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置しマニュアル等の必要な整備を行うとともに、全職員に対して研修を実施するなどの措置を講じるものとします。

※保育園には虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

【関係法令】 児童虐待の防止等に関する法令 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかにこれを市区町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員に通告しなければならない。

11, 苦情受付窓口

当園は、子どもを中心に保護者の方々と一緒に「育ち」について考え、保育を進めています。その中で感じたことは、日々の送迎時に直接お伺いをしたり、連絡帳を通してお伝えいただいたり、子どもたちが生活する環境をより良いものにしていきたいと考えております。保護者の方とのコミュニケーションを大切にしていきたいと思っております。

園生活を送る中で、ご意見・ご要望(苦情解決)に関する窓口は以下の通りです。

保育園相談窓口	受付担当者 園長 解決責任者 理事長 ※職員紹介ボードより確認してください
	八木 道子 牧野 雅子

12, 実費徴収の取り扱いについて

通常の保育に必要な物にかかる費用については徴収することはありません。

(例) ・共有で使用する文具品など ・卒園アルバムファイルなど

・遠足代金 ・オムツ処理費用 ・日常生活用品

13, 保険について

保育園では、日ごろから安全な保育を心掛けていますが、万が一の事故に備え、園児全員が「ほいくのほけん・こどもえんのほけん(東京海上日動保険㈱)」に加入しています。保険の内容は、園児団体障害保険(通院、入院、見舞金、初期対応など)となっております。

【保健のしおり～健康に保育園生活を送るために～】

1, 健康管理について

保育園では健診を嘱託医により定期的に行っています。



- ・0歳児健診(2 回/月)
- ・内科健診(2 回/年)眼科健診(1 回/年)歯科健診(2 回/年)
- ・幼児のみ 耳鼻科健診(1 回/年)

※下線部の健診につきましては、当日欠席し受けられなかった場合は、後日健診医を受診していただきます。ご協力お願いします。

- ・身体測定(1 回/月)

《嘱託医》

- *世田谷区内 内科外科医院

《健診医》

- * 歯科

目黒区の指定医で 6 月に決定します

- *眼科

世田谷区内 眼科医院

- *耳鼻科

世田谷区内 耳鼻科医院

2, 登園について

都合や病気でお休みする時は、9:30までに電話かコドモンでご連絡ください。病気の場合には病気の症状等もお知らせください。治癒し、登園する際は病気の経過等もお伝えいただきますが、集団生活をして大丈夫か主治医に確認してから登園するようにお願いします。

《発熱》

朝の体温が 37.5℃以上の時は自宅で静養してください。熱がなくても機嫌が悪い、食欲がない、咳や鼻水がひどいなど集団活動ができそうにない場合も、ご自宅で静養をお願いします。熱が 38.0℃以上あった場合はなるべく受診し、その後解熱しても 24 時間はご自宅で様子を見るようにしてください。前日に 38.0℃以上の発熱があった場合は、もう一日休養しましょう。(解熱剤を使用されての登園はお控えください。)

《目ヤニ》

目ヤニが出る時は、必ず眼科を受診してから登園し、診断の結果をお知らせください。流行性結膜炎、急性出血性角結膜炎は、登園停止の疾患になりますので症状がなくなってから再診し、医師の許可が出てから登園してください。

《発疹》

顔や手足、身体に発疹が見られる場合も必ず受診し、登園に支障がないか医師に確認を取るようお願いします。

3, 感染予防について

保育園では、乳幼児の集団生活の場であり長時間一緒に生活しているために病気に感染する機会が多くなり、広がりやすい環境にあります。

当園では、うがい・手洗い・室内、玩具の消毒などを実施しています。感染症が発生した場合には、掲示やコドモンで情報提供し、注意喚起をします。お子さんやご家族が感染症にかかった場合は速やかにご連絡ください。送迎の方が体調不良の場合は玄関での受け渡しとなるので事前にご連絡ください。

感染症と診断された時は「感染症対策ガイドライン(厚生労働省)」に基づき、登園停止になります。登園時には登園許可証(医師が記入)、または登園届書(医師の診断後保護者が記入)が必要です。罹った疾患によって異なりますので別紙で確認してください。これらは感染の心配がなくなり、登園できることを証明するものなので、登園する朝、必ず提出してください。

※用紙は別紙をコピーするかコドモン資料室からプリントして使用してください。(インフルエンザ、コロナウイルス感染症には専用の用紙があります。)

4, 予防接種について

接種した日は接種後の経過を観察するためにも、お家でゆっくり過ごしてください。接種は降園後か、お休みの日をお願いします。接種した時は職員にお知らせください。

5, 与薬について

園での薬の与薬(医療行為)は原則できません。受診時に処方される時に保育園に通っていることを伝え朝夕 2 回の処方をお願いしてください。痙攣止め、エピペンなど医師の指示で必要な緊急薬について、また、医師が治療上必要と指示が出た場合は医師による指示書(診断書)、保護者からの依頼書が必要になります。 **必ず園での与薬が可能か相談してください。**相談後、提出書類、準備して頂くものについて説明します。ホクナリンテープ、ツロブテロールテープ、湿布等の貼用薬を貼っている場合は必ずご連絡ください。テープには貼った日付、名前を記入してください。

6, 虫よけ対策について

当園では次のような対策をしています。

屋外には蚊取り線香、室内には電気式虫よけ器を使用しています。屋外に出る際は虫よけスプレー(イカリジン配合)を使用します。刺されてしまった時には水道水で洗い、ムヒベビーを塗布しています。虫よけパッチなどの貼り薬は誤嚥や喘息誘発の危険性があるので使用しないようをお願いしています。虫刺されが気になる方は長袖長ズボンの着用も可能です。

※虫よけ、ムヒベビーの使用を控えたい方はご連絡ください。

7, シャワー・水遊び・プール遊びについて

主に 6 月～9 月に行います。プール、水遊び、シャワー(以下プール等という)を行う際には保護者の許可が必要です。登園前に検温と健康チェックをし「プールカード」「水遊びカード」(園から配布)に可否を記入して、提出してください。プール等ができない時、注意事項についてはカードに記載していますので確認をお願いします。

8, 手足の爪について

子どもの爪は薄く割れやすく鋭利です。伸びているとケガやトラブルの原因となりますので 1 週間に一度は切るようにしましょう。

9, 乳幼児突然死症候群(SIDS)防止について

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、今まで元気だった乳幼児が眠っている間に突然死亡してしまう病気です。原因は解明されていませんが、うつぶせ寝に発症が多いと報告されていることから、2歳児クラスまでは仰向け寝が奨励されています。園では午睡時に0歳児は5分毎 1, 2歳児は10分毎に呼吸、顔色、体熱感、体位のチェックをしています。うつ伏せになっている場合は仰向けに戻し、防止に努めています。

10, 事故防止について

園にはアレルギーの子どももいます。園内での飲食、食べ物の持ち込みはおやめください。また、食べながらの登降園は誤嚥の危険も高まりますのでおやめください。

保育園では事故防止のために活動しやすく安全な服装を推奨しています。フード付きや、ひも付きなどの活動の妨げになるような服装は控えてください。服装についてお声かけさせていただくこともあります。髪の毛を結ぶときには飾りのついていない切れにくいゴムでお願いします。ピン、カチューシャ等の使用はお控えください。

11, 保育中の発熱やケガについて

保育中に発熱したり、熱がなくても食欲がない、下痢や嘔吐、発疹などの病気の可能性が考えられたりする場合は、保護者の方に連絡をします。その際は、早めのお迎えをお願いします。緊急の連絡もありますので、連絡先はいつも明確にしておいてください。(普段と連絡先が変わる場合は、登園時、職員に必ずお伝えください)また、保育中のケガなどで病院受診の必要がある場合も連絡させていただきます。

12, 緊急時の対応

園ではお薬を使えませんので、冷やす、流水で洗浄する、ワセリンを塗る、絆創膏を貼るなどの応急処置をします。家に帰ってから確認をお願いします。

状態により、受診をした方が良いと判断した場合は保護者に連絡の上、保育園で医療機関を受診します。レントゲンを撮る、縫合をする等の処置の場合は保護者の同席が必要になることがあります。

【園からのお願い】

保育園生活を送るうえでの約束やお願い事がありますので、ご理解とご協力お願いいたします。

1, 保護者証の使用について

園内の安全確保のために、保護者の方に「吊り下げ式名札」を使用していただきます。

各ご家庭 2 枚お渡しします。3 枚以上必要な方は事務所または担任までご連絡ください。

送り迎えも含め、来園される時は必ず首から下げてください。

*名札を破損、紛失した場合は事務所までご連絡ください。また、卒園時、退園時には名札をお返し下さるようお願いいたします。

*名札を付けていない方を見かけたら、声をかけ確認させていただきます。

2, 朝夕の受け渡しについて

朝夕の受け渡しの際は、必ず保育士に声をかけてください。健康状態の確認や連絡したいことがある場合もあります。事故防止のため、お子さんと一緒に登降園してください。(お子様だけの入室や、園から出て行ってしまうことのないようにお願いします。)

ご家庭との日々の連絡

朝夕の送り迎えの際、保育士が直接お話しするほか、0～2歳児は連絡帳を使用します。3～5歳児はコドモンにて毎日の活動を配信しますのでご覧ください。

各クラス、全園児向けのおたより等は、コドモンで配信か配布いたします。また、玄関横の掲示板にも掲示しますのでご覧ください。また、お知らせポケットの確認もお願いします。

4, 駐輪、駐車について

登降園時に自転車を利用される方は玄関横スロープ、または園庭をご利用ください。多くの方が利用されますのでできるだけ詰めて駐輪し、保育園前の歩道に停めることのないようにご協力お願いします。

お車での登降園は基本出来ません。やむを得ず利用される方は裏の私道(5 分以内)または、近くのコインパーキングをご利用ください。

*園周辺の停駐車は、近隣の方々のご迷惑になりますので絶対におやめください。

*危険防止のため、子どもの乗り物(キックボード、ストライダー、子ども自転車等)での登園はおやめください。なお、日中玄関前においておける物はベビーカーのみとさせていただきます。

5, お迎え時間について

＊産休、育休、休職中、またお仕事がお休みの日に登園する場合には、9:00～16:00の保育時間でご協力をお願いします。

＊習い事などで早帰りをされる時、兄弟のいる方は一緒に連れて帰られるようにご協力をお願いします。

＊お迎え時間が予定の時間と異なる場合(早まる場合や遅れる場合)は園にご連絡ください。

6, 安全のために

当園では、園児の安全確保の一環として玄関インターホン設備の運用を下記のとおり行っております。ご理解ご協力をお願いします。

電子錠の施錠時間

平日 午前 9 時 30 分～午後 4 時

午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分

土曜日 終日施錠しています(出勤職員数が少ないので、安全確保のため)

＊インターホンでクラス名とお名前を伝えてください。

＊開錠まで少し、時間がかかる場合があります。(保育中の職員が対応する場合があるため)

＊登降園の送迎は、原則として保護者の方をお願いしていますが、代理の方に依頼する場合は、事前にお知らせください。突然に保護者ではない方が迎えに来た場合は、保護者の方に確認の電話を入れさせていただきます。

＊登降園時は、玄関のタブレットで打刻してください。手動、QR コードどちらでも打刻できます。タブレットの操作は、**必ず大人の方**が行ってください。

＊連絡先や電話番号など、緊急連絡先の変更があった場合は必ずお知らせください。

＊保育園に関係のないもの(おもちゃ等)の持ち込みはおやめください。また、お土産等の子ども同士でのやり取りはトラブルの原因になりますので、園内で行わないようにお願いします。お知らせポケットや靴箱等に入れることもご遠慮いただきます。

何かありましたら、担任か事務所までご連絡下さい。

令和7年度
社会福祉法人白樺会 東が丘保育園
理事長 清野 久利
園長 平田 章子

重要事項及び保育中の個人情報使用についての同意書

①「令和7年度重要事項説明書」について

当園における保育の提供を開始するにあたり本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

②「個人情報使用について」

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を提供します。
- ・緊急時において病院、その他の関係機関に対し必要な情報提供を行います。
- ・園生活において、園児が必要とする箇所(ロッカー、靴箱等)や個人で使用する(連絡帳・お知らせポケット等)にて、名前や写真を掲示します。
- ・園内の壁装飾として、誕生表、園児作品等に名前や写真を掲示します。
- ・園だよりや、クラスだより(保護者への配布物)に、行事の写真を掲示します。
- ・園生活、園行事等の保育記録として撮影された写真や動画は、コドモンにて保護者に配信します。また、保育の質の向上のために研修や会議などに使用します。

なお、行事等で保護者の方が撮影された園児の写真を SNS 等、インターネット上に掲載することは差し控えていただきますようお願いいたします。

上記①②について説明を受け同意しました。

園 名 : 社会福祉法人白樺会 東が丘保育園

所 在 地 : 目黒区東が丘1-1-1

説明者職名 : 園長 平田 章子

令和 年 月 日

園児氏名(兄弟すべて) _____

保護者氏名 _____ 印(印またはサイン)

続柄(園児から見て) _____